

## 平成29年度八王子市農業委員会第7回総会会議録

1. 開催年月日 平成29年10月30日 月曜日
2. 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
3. 開催時間 午後2時から 午後2時45分まで
4. 出席委員 (20名)

### 農業委員会委員

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 石川 研   | 2番 原島 元義  |
| 4番 鈴木 勝久  | 5番 久保 良政  |
| 6番 栗原 才   | 7番 米津 元一  |
| 8番 峯尾 三千年 | 9番 鈴木 勇次  |
| 10番 有竹 満次 | 11番 菱山 史郎 |
| 12番 中西 伸夫 | 14番 熊澤 治彦 |

### 農地利用最適化推進委員

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 15番 内藤 廣行 | 16番 三上 正治 |
| 17番 内田 茂  | 18番 金子 文利 |
| 19番 町田 裕通 | 20番 井上 正芳 |
| 21番 福田 一訓 | 22番 門倉 豊  |

5. 欠席委員 (2名)

- |          |           |
|----------|-----------|
| 3番 荻田 米蔵 | 13番 鳴海 有理 |
|----------|-----------|

6. 事務局職員出席者

- |             |          |
|-------------|----------|
| 事務局長 木内 基容子 | 課長 音村 昭人 |
| 主査 上原 裕之    | 主査 黒田 康雄 |
| 主任 上村 剛     |          |

**平成29年度**  
**八王子市農業委員会 第7回総会 議題**

(平成29年10月30日)

**【専決処分案件】**

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

**【審議案件】**

- 第5 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第6 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第7 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

**【報告案件】**

- 第9 農地の権利取得の届出について

《午後2時開会》

議長 ただいまから、平成29年度八王子市農業委員会第7回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。第3番荻田米蔵委員、第13番鳴海有理委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」9月1日から9月29日までの届出分（10件）、第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」9月1日から9月29日までの届出分（25件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。  
（2件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

農業委員

かなり前に5条転用許可がされていますが、許可を得た当時の転用目的と現況が異なっているように思います。この許可の効力はどこまで及ぶのでしょうか。

事務局

当時の転用目的は資材倉庫ですが、現地には2階建住宅が建っていました。この土地は転用届出後、区画整理による換地がされています。

資材倉庫として転用され、その後住宅を建てたと推測されます。農地転用届出がされているので農地法上の問題はありません。なお、転用許可の場合は、許可指令書の交付後、完了報告書を提出させており、目的のとおり転用されれば、農地法の対象ではなくなります。

農業委員 許可当時の転用目的と現況が異なりますが、これは違法ではないのですか。そういった問題を引き起こしかねないので許可の効力はどこまで及ぶのかを知りたいのです。登記官が農業委員会へ照会し、農地性はないとの回答が得られれば地目変更登記が完了すると思います。しかし、本来この登記は当事者の義務のはずです。もし、転用目的と異なる土地利用をした場合、許可の効力はどこまで及ぶのか農業委員会は知っておく必要があると思います。この点を後で詳しく教えてください。

議長 事務局は後ほど詳しい説明をお願いします。他に質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（5件）

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。第5「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」と第6「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」は関連する議題ですので、一括で審議します。事務局より説明願います。

事務局 第5「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」  
被相続人について、住所は元八王子町二丁目、耕作面積は714㎡。相続開始年月日は平成29年1月20日。

相続人について、住所は元八王子町二丁目、年齢73歳、被相続人との続柄は「養女」。

適用を受けようとする農地は元八王子町二丁目にある1筆、714㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成29年1月20日。

#### 第6「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は元八王子町二丁目、耕作面積は714㎡。相続開始年月日は平成29年1月20日。

相続人について、住所は元八王子町二丁目、年齢63歳、被相続人との続柄は「養子」。

適用を受けようとする農地は元八王子町二丁目にある1筆、714㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成29年1月20日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。

農業委員 10月18日、事務局と現地を確認し、対象の農地において、願出者のお二人からお話を伺いました。お二人は夫婦で、被相続人との間で養子縁組しています。願出者二人のうちの一人は被相続人の弟の娘にあたります。被相続人の父が戦死し、母は実家に帰ってしまったため、被相続人に育てられたとのこと。今回、納税猶予の適用を受けようとする農地は、願出者と被相続人が第三者から取得したものです。に相続人の持分を養子である願出者二人が相続します。願出者はそれぞれ不動産貸付業との兼業、会社役員との兼業ですが、それぞれ農作業に従事できる時間を確保しやすく、週のうち半分は農作業に従事して

いるとのことでした。また、同居する娘さんも農作業を手伝ってくれるとのことでした。対象の農地は以前から願出者が梅林として管理してきました。ウメの実はもぎとり体験をさせているとのことでした。隣接する農地は、クリやキウイなどを育てていて、こちらは道の駅に出荷しているとのことでした。農地はいずれも管理が行き届いており、新たなクリの苗を植えるなど、農業への意欲も感じることができました。以上のことから、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思えます。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第5・第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は犬目町の土地1筆、1,203㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は犬目町、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は平成25年5月28日。

年齢は94歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思えます。

推進委員

それでは地区の担当委員として報告いたします。10月18日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者と娘夫婦にお話をうかがいました。当該農地ではニンジン、ゴボウ、トウモロコシ、サツマイモ等の根菜類を中心に栽培を続け、長年ほぼ毎日農作業に従事してき

ました。収穫した野菜は主に自家消費するほか、親戚や近所へ配っていたとのことです。5年ほど前に急性心筋梗塞を発症し、手術を受けた後、身体障害者手帳4級を取得しました。その後は慢性心不全、心室性頻拍症、慢性呼吸不全などの合併症を発症し、現在は、在宅酸素療法で日常生活を維持している状況です。家族を中心に近所の方にも手伝ってもらおうことのでかろうじて農地を維持してきましたが、94歳という高齢もあり、今後の農業への従事は困難な状態です。今回の調査により、願出者が当該生産緑地における中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は元本郷町四丁目の土地2筆、計1,122㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は元本郷町四丁目、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成29年4月29日。年齢は88歳、年間従事日数は300日。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。10月23日、事務局職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話をうかがいました。願出者の父は農業改良普及員として務めながらも、ほぼ毎日農作業を行い、長年梅林として管理してきました。以前は近くの中学校や子ども会に収穫体験させること

もあったそうですが、主に自家消費してきたとのこと。1年前に間質性肺炎を患ってからは、徐々に農業に従事できなくなりました。亡くなる2週間前に容態の急変で緊急入院し、88歳で亡くなりました。今回の調査により、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明の出る土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあつ旋して下さい。事務局で対応いたします。第9「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第9「農地の権利取得の届出について」を報告。（2件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

6番 栗原 才 委員

7番 米津 元一 委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、平成29年度八王子市農業委員会第7回総会を閉会します。

《午後 2 時 4 5 分閉会》